

平成 21 年度における重点改善品目の検討について（案）

1. 特定調達品目検討会分科会の設置

現行の特定調達品目または新規の品目のうち、温室効果ガスの排出削減に資する品目を選定し、引き続き特定調達品目検討会設置要項の第 3 項⑤に規定された分科会を設置し、当該品目に係る環境負荷の低減に向けた判断の基準等に関する検討を実施する。

2. 重点改善品目候補（案）の例示について

現段階においては、以下に示す重点改善品目候補（案）の中から 3～4 品目程度を選定し、分科会において検討を実施する予定である。

なお、今後、以下の候補（案）以外の品目についても温室効果ガス排出削減効果等の検討を行い、重点改善品目として設定する場合がある。

（1）紙類（印刷を含む）

昨年 1 月の古紙偽装問題発覚以降、特定調達品目検討会及び同紙類分科会において、学識経験者、製紙連合会、製紙メーカー、複写機業界、古紙・印刷業界団体、文具・紙製品業界、NGO 等の民間団体、関係機関等の幅広い参画の下、様々な観点から議論・検討を行い、平成 21 年度からコピー用紙に係る判断の基準として総合評価指標を導入することが決定された。

平成 21 年度においては、製紙メーカー各社の各指標項目に係る取組の進捗状況や取組内容、原料の需給状況、市場動向等を踏まえ、評価指標値、各指標項目、重み付け等について適宜見直しを実施する必要があることから、コピー用紙に係る総合評価指標関連項目の継続的なモニタリングが不可欠となる。また、総合評価指標を適切に運用するための課題把握及び解決策の検討が必要である。さらに、コピー用紙における導入結果を踏まえ、印刷・情報用紙への総合評価指標の拡大の可否の判断を行う必要がある。このように、数多くの事項について順次検討を実施する必要があることから、紙類を重点改善品目候補に選定した。

また、併せて、印刷についてリサイクル適性の表示方法や印刷物製作の発注に使用する資材確認票の内容等についての検討とともに、上記のとおり印刷・情報用紙

への総合評価指標の導入について検討を行う必要がある。このため、本年度の分科会と同様に、必要に応じて、紙類と合同の印刷分科会の設置も検討する。

(2) 繊維製品等

グリーン購入法の施行時においては、容器包装リサイクル法のニーズとあいまって、繊維製品等（制服・作業服、インテリア・寝装寝具等）については、主として再生 PET 樹脂の配合率を判断の基準として設定していたところである。

しかし、判断の基準を設定してから既に 8 年が経過し、繊維製品等の判断の基準として再生 PET 樹脂（判断の基準の強化を含む）のみならず、未利用繊維やリサイクル繊維の使用、繊維製品の回収・リサイクルシステムの構築等、さらなる環境負荷低減を図るための取組の進展や配慮すべき事項もあり、これら繊維に関連する分野・品目について横断的な検討を実施することが必要との認識から、重点改善品目候補として選定した。

また、併せて、植物を原料とする合成繊維（PLA）についてもライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果を検討・評価し、現段階における考え方の整理を行うための分科会の設置も視野に入れる（必要に応じて後述（6）のプラスチック類の総合評価指標との連携を図る）。

(3) エアコンディショナー

エアコンディショナーについては、省エネ法の特定機器としてトップランナー基準が設定されており、省エネ性能は年々向上し、2007 年モデルは 1995 年モデルに比べ約 40%の消費電力量の削減が図られている（(社) 日本空調冷凍工業会）。グリーン購入法においてもトップランナー基準を判断の基準に準用しているところである。しかしながら、空調（エアコン）のエネルギー消費量は一般的なオフィスビルで約 28%（(財) 省エネセンター）、家庭で約 25%（(社) 日本空調冷凍工業会）を占めており、さらなる環境負荷の低減が求められている。

他方、近年のエアコンディショナーについては、フィルタの自動清掃機能、人感センサーや温度センサーを活用した自動省エネ運転機能、気流制御技術、運転起動時などのピーク電流抑制等の機能や技術が開発されており、一層の省エネルギー対策が図られている。このため、現行のトップランナー基準に加え、こうした機能や技術による省エネルギー効果が期待されることから、重点改善品目候補として選定した。

(4) クリーニング

国等の機関においては、毎年 50 万着以上の制服・作業服を調達しており、それら

の洗濯はクリーニング（主にドライクリーニング）にだされていることが多くなっており、その頻度を勘案すると相当量の発注数量に及ぶことが想定される。

ドライクリーニングは、有機溶剤（石油系と塩素系）を使って行う洗濯であり、不適切な取扱を行うと大気、水をはじめとした媒体に環境負荷を生ずるおそれがあり、また、エネルギー消費による温室効果ガスの排出等の環境負荷も発生することから、各事業者は個別に環境負荷低減に向けた取組を行っているところである。しかし、国等の機関がクリーニング業者に業務を発注する場合に求めるべき環境配慮については、これまで十分な検討が行われておらず、発注者側の取組が遅れていたことは否めない。このため、役務としての衣類（制服・作業服等）のクリーニング（主としてドライクリーニング）を重点改善品目候補として選定した。

（５）会議、イベント

各種会議やイベントの開催時には、電気をはじめとしたエネルギーの消費、紙や木材等の資源の消費、廃棄物等のさまざまな環境負荷が発生する。このため、会議やイベントの本来の目的を損なわない範囲で、可能な限り環境に配慮することが求められており、環境省においても会議等の開催に当たっての環境配慮を実践するための手引として「会議等の環境配慮のススメ」を作成している。こうした日常的に行われているさまざまな会議やイベントの実施に伴う環境負荷の低減を図るとともに、参加者や来場者に環境保全の普及啓発を継続して行っていくことが必要である。

このため、国等の機関が開催（主催、共催等）する会議やイベント自体、その関連業務を事業者が環境に配慮した仕様で適切に委託することにより、温室効果ガス排出削減、廃棄物の発生抑制等の環境負荷低減が期待できることから、重点改善品目候補として選定した。

（６）プラスチック類の総合評価指標

現行のグリーン購入法の特定調達品目のうち、原料としてプラスチック類（繊維を含む）に判断の基準を設定しているものは、文具類、オフィス家具等、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、公共工事の資材等であり、極めて多岐にわたる。これらプラスチック類に係る現行の判断の基準は、再生プラスチック配合率（ポストコンシューマ材料を含む）、環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック配合率であり、それぞれ単独の判断の基準となっている。

また、本年度の検討に当たって実施した提案募集において、製品の再生プラスチック配合率と植物を原料とするプラスチック配合率を両方ともに評価すべきとの提案が行われている。これは単一の指標項目のみではなく複数の指標項目を総合的に評価する総合評価指標の考え方であり、判断の基準としてより望ましいものと考え

られる。ただし、プラスチック類は素材の種類も多く、総合評価指標の考え方を導入するためには、各素材の環境負荷やリサイクル適性等様々な観点から指標項目や評価方法の検討が必要となる。このため、次年度はプラスチック類の総合評価指標の考え方、指標項目等について検討・整理し、導入に向けた端緒とするため、重点改善品目候補として選定した。